

平成25年度年度経営計画について

宮崎県信用保証協会

1 業務環境

(1) 宮崎県の景気動向

宮崎県の景気は、「宮崎県内経済情勢報告」（宮崎財務事務所、平成25年1月報告）によると、「県内経済は緩やかな持ち直しに足踏みがみられる。先行きについては、経済対策の効果などにより景気回復へ向かうことが期待される。ただし、海外経済や雇用情勢などに注視していく必要がある。」となっています。

また、個人消費におきましては、一部に弱い動きがみられますが、大型小売店販売額、乗用車の新車登録・届出台数は、ほぼ前年並みとなっており、レジャー・観光施設の入場者数は、前年が新燃岳噴火で減少した反動や今年は天候に恵まれたことなどにより、前年を上回っているなど、緩やかに持ち直しています。

(2) 中小企業を取り巻く環境

企業の景況感は、法人企業景気予測調査（宮崎財務事務所、平成24年10-12月調査）によると、前回調査（24年7-9月期）に比べ、製造業では「下降」超に転じ、非製造業では、「下降」超幅が縮小し、全産業では「下降」超幅が縮小しています。

しかし、保証付き融資の平成24年4月-平成25年1月までの累計額では、代位弁済金額は2,322百万円（前年同期比130.6%）、条件変更金額は33,265百万円（同99.0%）となっており、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況と思われます。

平成25年3月末に中小企業金融円滑化法が期限を迎えるに当たり「中小企業支援ネットワーク」が構築され、地域の実情を踏まえながら各地域において個別事業者を支援する経営サポート会議についても、「みやざき経営アシスト」を当協会が平成24年7月に設立。各関係機関と連携し、中小企業の経営改善・事業再生支援に取り組むものであり、また、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮と相まって中小企業金融円滑化法の期限切れに対応する出口戦略という環境は整いつつあります。

2 業務運営方針

長引く景気低迷の中、セーフティネット保証、地方自治体の制度融資の積極活用により、中小企業向け事業資金の円滑な供給に努めることは勿論のこと、中小企業金融円滑化法の期限切れ後においても、中小企業支援ネットワ

ークを通しての各関係団体との連携強化、みやざき経営アシストによる中小企業の経営支援、再生支援を行います。また、経営支援、再生支援とともに期中管理も強化し、代位弁済の抑制を図り、求償権の回収強化にも努め経営基盤の毀損の回避にも努めます。

また、平成26年度における新電算システムの導入に向けて引き続きその準備を積極的に進め、スムーズな導入が行えるよう進捗管理を徹底します。

最後に、引き続きコンプライアンス確保の更なる取り組みを強化し、健全な協会経営を維持し、中小企業の振興に貢献していくこととします。

(1) 地方自治体との連携強化及び地方自治体融資保証制度の推進

利便性が高く需要のある地方自治体の融資保証制度の推進を行うとともに、更なる利用増を目指し既存制度の見直し等と呼びかけます。

特に、利用率低下の要因となっている金利の見直しについて依頼を行います。

(2) 新規取引先企業の拡大

金融機関や商工団体との協調により、地方自治体融資保証制度をはじめとする小口保証制度を中心に新規取引先の拡大を目指します。

表彰制度を活用し、新規取引先拡大に貢献のあった金融機関に対する表彰を検討します。

(3) 金融機関・商工団体との連携強化

金融機関訪問の回数増、金融機関向け研修会の開催、金融機関の研修会への参加等により情報を共有し協調体制を強化します。

商工団体との連携により、取引先拡大を図るとともに、中小企業の経営支援・再生支援態勢も強化します。そのために「みやざき経営アシスト」等の事業も活用します。

(4) 取引企業の管理の充実

従来 of 取引企業管理の方策を見直し、大口先の定期的な業況把握に加え、その他の企業についても訪問の頻度を高めて実態把握と経営支援を行い、期中管理を充実させます。

そのために、従来の「大口管理」の内容について早急に見直しを行います。

(5) 経営改善サポート体制の強化

協会の助言等で不足する場合には、「ITプラットホーム事業（旧ネットワーク強化事業）」や「中小企業等経営基盤強化支援事業」の活用による専門家を派遣し経営力強化を支援します。また、場合によっては協会による専門家派遣も実施し、併せてその体制作りも行います。

(6) 経営支援機関との連携強化

創業計画書・経営計画書等作成支援を行っている商工団体等との繋がり

を密にし、創業者や創業済みの中小企業者の支援を行います。また、商工団体向けの研修会・勉強会を実施し、「みやざき経営アシスト」を運営する協会への理解と協力を繋げます。

(7) 創業者・事業承継者サポート体制の強化

平成25年1月に協会独自の「創業セミナー」を開催しましたが、当年度においても引き続き「創業者・事業承継者」向けのセミナーを実施します。

(8) 創業後サポート体制の強化

協会利用による創業者で、1～2年経過した中小企業への企業訪問を実施し事業のモニタリングを行うと共に、経営課題がある場合は対応策として上記(5)～(7)への案内を行うことで経営の安定化を図ります。

(9) 初期延滞督促

1ヶ月、2ヶ月の早期延滞の段階で金融機関担当者の協力の下、原因、解消策、目処等を確認し、長期延滞や事故回避に繋げます。

(10) 「みやざき経営アシスト」の周知及び「経営革新等認定機関」他経営支援機関との連携強化

平成24年7月17日に発足した「みやざき経営アシスト」は取扱企業数が既に平成25年1月末現在で50件超となりましたが、依然として金融機関担当者や経営支援機関担当者、或いは専門家会員における認知度は低いものと認識しております。発足以来行ってきた説明会・勉強会等の回数を更に増やしたり、チラシ配布・協会ホームページによる広報により周知し、中小企業者の改善機会を広げます。また、「経営革新等認定機関」、「商工会議所・商工会・中央会」、「税理士」、「中小企業診断士」等専門家との連携を深め、幅広い支援を行う機会を設けます。

(11) 金融機関との情報交換や連携強化

金融機関との勉強会・研修会を行うことで協会方針への理解を深めます。金融機関との連携を密にし、事故報告状態の企業について情報交換を推進します。また、金融機関から事故報告書が提出された段階においても、連携により改善の糸口を模索します。

(12) 協会内部における連携強化

部・課間の情報交換等連携を深め、延滞や代位弁済抑制に努めます。業務部担当者が得た情報を経営支援部に連絡することで、「みやざき経営アシスト」での早期着手を行い延滞回避・経営改善に繋げます。また、事故報告書受領先についても「みやざき経営アシスト」を活用することで、延滞・事故解消により代位弁済の回避に努めます。さらに、案件により代位弁済後であっても求償権消滅保証の活用により企業再生の道を模索します。

(13) 新規代位弁済口に対する回収方策の早期着手

部内の緊密な連携による代位弁済履行前の債務者等との接触及び担保状況の確認に努め、迅速かつ有効な方策を立てて回収を実施します。

(14) 法的手続の強化及び定期入金先の増加

代位弁済後、整理案の呈示のない個別案件に対して、早期に法的手続に着手し、入金に繋がります。

また、新規代位弁済口について速やかに債務者等と折衝し、定期入金の誓約並びに法的手続による和解・判決等で定期入金の確約をとり、定期入金先の増加を図ります。

(15) 担保物件処分に係る一元管理及び進捗管理

各担当者毎に新規代位弁済先の有担保口について、担保管理登録、その後の進捗管理登録を行い、専担による一元管理を行います。

(16) サービサーの活用及び委託案件の処理状況の管理

コンスタントな求償権委託の実施によりサービサーの積極的活用を行います。一方で委託求償権について定期的に委託案件のサービサー営業所の回収管理状況を確認し、状況を把握・督促することとします。

(17) 求償権消滅保証及び保証人の一部弁済による保証債務免除の推進

国の施策である求償権消滅保証と保証人の一部弁済による保証債務免除については、部間で連携し、対象案件の都度協議し、推進していきます。

(18) コンプライアンス確保のための取り組み強化

平成25年度コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員に対する内部研修及び啓発活動を計画的に行います。

また、職員のコンプライアンス意識を高めるために、毎月コンプライアンス・チェックシートを実施します。

(19) 事務リスク発生の防止を図る内部研修会の実施

国や地方自治体が中小企業資金繰り対策として創設または改正する信用保証制度等について、協会内部の職員に対して周知・理解を目的とした研修会を実施し、事務リスクを防止することに繋がるとともに、関係先への広報を行います。

信用保証料や信用保険料に係る基本研修は、毎年度内部研修会を実施し、職員の習熟度を高めるよう努めます。

平成26年度移行予定の新電算システムに関する内部研修も実施します。

(20) 個人情報保護の取り組み強化及び情報セキュリティの厳格化

協会内の個人情報保護体制を厳格に施行し、個人情報保護の取扱い及び個人データの適正に管理します。

また、規程に基づき定期的に個人データ取扱い状況に係る点検・監査を

実施し、チェックを行います。システムやPCのセキュリティ管理については、日常的に監視を行い、情報漏洩やシステムトラブルが起きないように対策を講じます。

(21) 内部監査の充実

法令、諸規程等の遵守状況や適正な事務処理の確認にとどまらず、現在のルール（事務処理方法）が適正かどうかという基準自体の見直しも視野に入れた内部監査を実施します。

常勤監事による監査での指摘事項について、内部監査でフォロー監査を行い連携を図ります。

(22) 平成26年度予定の新電算システム導入への取り組み

平成26年度に予定している新電算システムの導入のための体制を構築し、スムーズな導入ができるように取り組んでいくこととします。

3. 保証承諾等主要計画

平成25年度の保証承諾等の主要業務数値は（見通し）は、以下のとおりです。

	金額	対前年度 計画比
保証承諾	42,000 百万円	82.4%
保証債務残高	108,768 百万円	87.6%
代位弁済	3,500 百万円	116.7%
実際回収	1,200 百万円	120.0%